

令和7年度環境対応車導入促進助成金交付要綱(改訂) 新旧対照表
(環境対応型ディーゼル車)

■下線部は改訂部分

新	旧
(環境対応型ディーゼル車の導入に対する助成) 第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、 環境対応型ディーゼル車の導入に要する 費用の一部を予算の範囲内で助成する。	(環境対応型ディーゼル車の導入に対する助成) 第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、 環境対応型ディーゼル車の導入に要する 費用の一部を予算の範囲内で助成する。 <u>但し、一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃(令和2年国土交通省告示 第575号又は令和6年国土交通省告示第 209号)を運輸支局に届出している事業者 を助成対象とする。</u>